

京都市告示第 317 号

身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する医師の診療障害区分を次のとおり追加しました。

平成 30 年 10 月 1 日

京都市長 門川大作

医師名	診療場所	診療科目	障害区分	追加する障害区分
有馬 丈洋	(医) 社団洛和会 洛和会音羽病院	感染症科/総合内科	音声・言語, 肢体, 心臓, 腎臓, 呼吸器, ぼうこう・直腸, 小腸, 肝臓	免疫
中村 悟	(医) 社団洛和会 洛和会音羽リハビリテーション病院	リハビリテーション科	肢体	平衡, 音声・言語, そしゃく

(地域リハビリテーション推進センター企画課)